

令和4年第8回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月22日（月）午前9：00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員（8人）

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	
	3番	福山 宣太
	4番	
	5番	
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	
	9番	
	10番	實 穰二
	11番	基山 美奈子
	12番	
	13番	重原 明美
	14番	政岡 廣子

推進委員（2名）

1番	
2番	幸山 真悟
3番	
4番	
5番	
6番	重 翔太

4. 欠席委員 2番 義山 太志、4番 田中 秀樹、5番 稲村 英治、
8番 富本 太地、9番 樺山 哲博
欠席推進委員 1番 琉 将士、3番 徳 範文、4番 實村 秀樹
5番 徳山 実

5. 議事日程

- 第1 農地法第3条許可申請について（16件）
- 第2 農地法第5条許可申請について（1件）
- 第3 現況証明願いについて（2件）
- 第4 農業経営基盤強化促進事業(農地中間管理事業)について（2件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁
主事補 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和4年第8回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。コロナ感染症が島内でも増加しています。こういふことを言うとあれなんですけど、しょうがないなとどこから入るか分からないですが、皆さん気を付けていても、私も気を付けていてもどこから貰っていたのかなと経路が分からなくてですね。自分と息子と二人なってですね。初めて家に引きこもっていたんですけども、熱も上がり子供は物凄く辛そうでありました。やはり気を付けて、皆さんも体調管理等していただきたいなと思います。また、本当に猛暑で農作業を熱射病とか熱中症とかいろいろ聞いてます。本当に昼間の農作業、本当に十分に水分、休養をとってぜひ体調の管理に心掛けていただきたいなというふうに思います。定刻を過ぎていきますので、これで挨拶を終わらせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中8名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中2名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会

議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 はい、ありがとうございます。それでは、議事録署名委員は、14番委員、6番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案16件です。

議案第1号について、受付番号62号から受付番号77号所有権移転に関する件です。受付番号65号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は267㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号63号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人も目手久在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は7,368㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号71号については、譲受人は古里在住で、譲渡人は面縄在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は1,340㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号73号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は162㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号72号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は5,001㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号77号については、譲受人は馬根在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は37,094㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号76号については、譲受人は阿権在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は2,955㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号62号については、譲受人は馬根在住で、譲渡人は糸木名在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は6,708㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号67号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は京都府在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は1,893㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号68号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は3,126㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号69号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は京都府在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は2,480㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号70号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は2,950㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号66号については、譲受人は糸木名在住で、譲渡人も糸木名在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は5,883㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号64号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は東京都在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は1,898㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号74号については、譲受人は小島在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は3,617㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号75号については、譲受人は小島在住で、譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は257㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号62号から77号は別添の調査書のあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは只今の説明に関連いたしまして、受付番号65号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番 受付番号65号は、私の方から説明します。農地法第3条許可申請65号について、ご説明いたします。先日、14番員、2番推進委員と共に調査の結果、農

地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願ひします。現況はですね。牧草が植えてあります。集落のですね。県道沿いのところなんですけれども、申請者がですね。申請者が購入して、道路拡張ということですね。町の方と協議して2メートルほど町に寄付をして、集落の入り口の道が狭いもんですから、そこのところをですね。道路拡張をその分だけするというので今回こういうふうにしていますのでよろしくお願ひいたします。

14番 農地法第3条許可申請65号につきましては、只今、1番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより受付番号65号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号65号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号65号は、原案のとおり決定しました。
63号につきましては、2番推進委員は退席の方をお願いします。
それでは、次の事案もですね。1番委員、8番委員、欠席で私の方に次に委任されてますので、私の方から説明します。

1番 農地法3条許可申請63号について、ご説明します。2番委員と8番委員と2番推進委員と調査の結果ですね。農地法3条第2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。現況としましては、4筆、牧草が植えてあるということですのでよろしくお願ひします。

議長 それでは、これより受付番号63号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号63号について、原案のとおり、

決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号63号は、原案のとおり決定しました。
それでは受付番号71号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6 番 私の方からですね。先般ですね。9番委員と一緒に調査しました。畑の状況はキビあとです。耕されてるようであります。農地法3条2項にですね。抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくをお願いいたしたいと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号71号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号71号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号71号は、原案のとおり決定しました。
次に、受付番号73号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番 農地法3条許可申請第73号について、ご説明いたします。先日、9番委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いします。
なお、現況といたしましては、牧草が植えてありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号73号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号73号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号73号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号72号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番 72号について、ご説明いたします。本日、4番委員が欠席のため、私の方で説明いたします。先日、4番委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくお願いたします。現況は、更地になってましてバレイショを植え付ける予定です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号72号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号72号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号72号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号77、76、62号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 農地法第3条許可申請ナンバー77、76、62をご説明いたします。本日は、5番委員が欠席のため私が説明します。第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いたします。77号の1180-1がローズ、1274だけがローズ、1279-3がローズ、1284がローズ、他、全てがキビでした。そして76号ですが、キビが植えられています。そして62号が、1406-1がローズ、そして1369の畑が荒れている状態で機械を入れる予定だということです。5番委員と6番推進委員と調査した結果です。よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号77、76、62号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号77、76、62号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号77、76、62号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号67、68、69、70、66、64、74、75号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番 農地法第3条許可申請第67から以降、説明いたします。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。現況といたしましては、67号が牧草、68号が牧草、69号がキビ、70号が牧草、66号がキビ、これは一枚の畑になっています。64号が、これがですね。5反程の一枚の畑なんです、その一部の申請となります。5反全部が譲受人が管理をしております、これの方も今後、登記を予定しているそうです。これが牧草地ですね。74号は上からキビ、キビ、下の2筆がですね。一枚になっておりまして一部が道に取られていることとなります。75号は住居がありまして、住居の庭の一部が畑になっていて、こちらが家庭菜園をしている状況でした。以上となります。

10番 農地法3条許可申請について、只今、11番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号67、68、69、70、66、64、74、75号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。それでは、受付番号67、68、69、70、66、64、74、75号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号67、68、69、70、66、64、74、75号については、原案のとおり決定しました。

これで日程第2議案第1号農地法第3条許可申請についてを終了します。

次に日程第3議案第2号農地法第5条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条許可申請については、1議案1件です。議案第2号について、受付番号6号は、農家住宅建設のためです。申請地周辺には、集落が形成されており、農地の区分としては第2種農地のその他の農地に該当すると思われるため、問題無いと思います。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号6号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6 番 5条許可申請について、先般ですね。9番委員と一緒に調査をしました。今、事務局から説明があったとおりです。住宅建設についてはですね。何ら問題無いんじゃないかと思われます。現況はコーラルがひかれていてですね。話を聞きますと、この382㎡プラスの雑種地だったかな。あるみたいですよ。50aあると思うんですけど。5aかな。もう382じゃ足りないんじゃないかとプラスがあるみたいですよ。皆さんのご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号6号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号6号については原案のとおり決定しました。
これで日程第3議案2号農地法第5条許可申請についてを終了します。
次に日程第4議案第3号現況証明願いについてを議題に供します。事務局より
議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案2件です。議案第3号について受付番
号4号は、昨年ですかね。皆さんに農地パトロールをした際に、確認をしたとこ
ろの一部になるんですが、田から原野への地目変更になります。次に受付番号5
号は、畑から宅地への地目変更になります。こちらは、家が建っている状態なん
ですが、築30年以上ということになります。以上で議案の朗読及び説明を終わ
ります。

議 長 それでは、受付番号4号について、2番委員、8番委員、欠席ですので、私の
方が代理で説明いたします。

1 番 現況証明願い4号について、ご説明いたします。先日、2番委員、8番委員、
2番推進委員と共に調査の結果、事務局からもございましたが、皆さんで農地パ
トロールの時に見に行ったくぼみ、柵ですよ。物凄いくぼみで。何十mも下に
ある。10mと言わんか。そのくぼみのところのまた一部、下の方が、申請者の
ところだということで、道もございません。下りる道もないし、本当に現況とし
ましては、大木そして畑としては。これは田んぼですね。田んぼとしては、使う
ことができませんので、こういうことで地目変更ということで今回挙がってきて
いますので、申請書のとおりでございますので現況もそのような状況でございま
すので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号4号について、質疑に入りますが何かご意見等ご
ざいせんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号4号について、原案のとおり決
定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号4号については申請書のとおり決定いたしました。次に受付番号5号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 現況証明願いについて、5号について、説明いたします。先日、11番委員、5番推進委員と共に調査した結果、何ら問題も無いと思いますので皆様の審議よろしく申し上げます。今、現在、築30年家が建っています。皆様の審議よろしく申し上げます。

11番 5号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号5号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号5号については申請書のとおり決定いたしました。これで日程第4議案第3号現況証明願いについてを終了いたします。次に日程第5議案第4号農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業については、1議案2件です。議案第4号について、受付番号20号から受付番号21号については、お手元の資料のとおりで賃貸借と使用貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号21号について、私の方から説明いたします。

1 番 農業経営基盤強化促進事業21号について、ご説明いたします。先日、8番委員、2番委員、2番推進委員と共に調査の結果、申請書のとおり何ら問題ございませんので皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。現況といたしましては、

バレイショを植え付ける予定だということですので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、受付番号21号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号21号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号21号は、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号20号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農業経営基盤強化促進事業について、20号について、説明いたします。先日、11番委員、5番委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思われますので皆様の審議よろしくをお願いします。現況としては、コーヒーの苗を植えております。

11番 20号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号20号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号20号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号20号は、原案のとおり決定いたしました。
これで日程第5議案第4号農業経営基盤強化促進事業についてを終了いたします。

これで議事は終了いたしました。その他に入りますが、何かございませんか。

1 1 番 先程の農業経営基盤強化促進事業の20号の畑なんですけど、ちょっと谷になっているような畑なんですけど、両方が木々に覆われてて、その片側の方がコーヒーの苗木を植える前にコンボ等をいれて、きれいにされたそうなんですけど、これは国営か何かになっていて、ここは触れないのでといった法面というか結構な高さがあるんですけど。そこの大木が立ってあるんですけど。松の木が何本かありまして、その松が松くい虫にやられて、その苗木を植えた畑に倒れてる状況、見た状況、3本くらい倒れていて、軽トラックが入れない状況になっているんですけど、これは、触っちゃいけないといったところの松の木が倒れてきてて、ちょっと町の方とかに相談してどうかならないものか、撤去なり、なんなり。相談を受けたんですけどどういうふうな返答をしたら良いんですかね。

事務局 耕地課の方に相談してもらえれば、畑に入ってきてる分に関しては、撤去してくれるのではないかなど。基本、畑総などにされてる農地に関しては、耕地課がやるんですけど、畑総やられてないところに関しても、国営が入ってきてるところなので、してくれるんじゃないかと思えますけど。

1 1 番 そういった形で返事したら良いですね。

議 長 耕地課の方に相談して、撤去してもらった方がと思うんですが。

1 1 番 自分なんかでチェーンソーを持ってきて、細かく切つてとは言ってたんですけど。じゃ、ちょっと相談してみますねとは言って。

事務局 今ですね。耕地課の方でやっている事業で多面というのがあると思うんですけど。多面的支払交付金という事業があるんですけど、多分、その範囲内に入っているとは思いますが。入っていれば、その多面のその事業でできるのではないかと。その組織で活動する交付金が下りてるはずなので。

1 1 番 申請人には、そのようにお伝えします。ありがとうございます。

議 長 他に何かございませんか。無いですね。それでは、これで総会を終了いたします。お疲れ様でした。